

特定非営利活動法人光和つくし会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人光和つくし会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障がい者（児）および高齢者に、住み慣れた地域で充実した生活を過ごせるための様々な事業を行い、そのご家族や地域住民を含めたすべての人々がいきいきと安心して生活することができる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (2) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (3) 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく相談支援事業
- (4) 介護保険法に基づく介護保険サービス事業
- (5) 子育て支援及び相談に関する事業
- (6) 特別なニーズのある子どもへの学習・教育支援事業
- (7) 子どもの社会性・コミュニケーション能力育成支援事業
- (8) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数2分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、又は設立の趣旨に反し、若しくは秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 役員は総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況もしくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでとし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) 会員の除名
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数4分の3以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。但し、あらかじめ通知した事項以外に、議決を要する議案が出席正会員から提案され、これを総会の議案とすることについて出席正会員の2分の1以上の同意があったときは、総会の議決事項とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 8 号及び第 49 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 理事の職務及び役員報酬
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。但し、あらかじめ通知した事項以外に、議決を要する議案が出席理事から提案され、これを理事会の議案とすることについて出席理事の 2 分の 1 以上の同意があったときは、理事会の議決事項とすることができる。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面又は電磁的方法表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

(顧問)

第40条 この法人には、理事会の承認を経て、顧問を若干名置くことができる。

- (1) 顧問は、理事会の推薦により高い専門性と学識・経験を持つ者のうちから理事長が委嘱する。
- (2) 顧問は、この法人の運営に関して助言や指導を行うことができる。
- (3) 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長の責任において作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立まで前事業年度の予算に準じ執行することができる。

- 2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任において作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を得、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
理事長 藤田康倫
理 事 藤田敬子
理 事 徳留巳香
理 事 濱田みき
理 事 江口美沙
理 事 足立三佐子
理 事 藤原和江
監 事 三宅誠一
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から最初の通常総会までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成29年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	【入会金】	【年会費】
団体	¥0.-	¥20,000.-
個人	¥0.-	¥10,000.-

(2) 賛助会員	【入会金】	【年会費】
団体	¥0.-	一口¥10,000.-
個人	¥0.-	一口¥3,000.-

特定非営利活動法人光和つくし会 事業計画の概要

1. 事業名：特別なニーズのある高校生に対する学習支援・生活相談支援事業
2. 事業目的：発達障害の特性や不登校の状況により、学びや社会参加に困難を抱える通信制高校に入学もしくは在籍の高校生に対し、個々のニーズに応じた学習支援及び心理・社会的なサポートを提供します。これにより、児童の自己肯定感を育み、学習意欲の向上、安心できる居場所の確保、そして将来的な社会的自立を促進することを目的とします。また、保護者に対しても情報提供や相談支援を行い、家庭全体を支えることを目指します。
3. 事業内容：
 - (1) 個別学習支援
 - ・対象：発達障害や不登校の状況にある通信制高校に入学もしくは在籍の高校生
 - ・内容：一人ひとりの学習進度、興味関心、認知特性に合わせた学習計画の作成と個別指導を行い、基礎学力の定着、学習習慣の確立を支援します。また ICT ツールの活用等オンラインでの学習支援も検討します。
 - (2) 精神的・社会的支援
 - ・対象：同上
 - ・内容：児童が安心して過ごせる居場所を提供し、SST(ソーシャルスキルトレーニング)やコミュニケーションスキルの向上を目的とした小グループでの活動や興味関心を広げるための体験活動(運動、他団体との合同活動など)の企画・実施
 - (3) 保護者支援
 - ・対象：対象児童の保護者
 - ・内容：個別相談(子育ての悩み、関係機関との連携に関する相談など)やペアレントトレーニング、勉強会の開催(発達障害の理解、関わり方、進路選択など)や保護者同士の交流会、情報交換の場の提供を検討します。
 - (4) 関係機関との連携
 - ・必要に応じて、学校(在籍校)、放課後等デイサービス、医療機関や行政機関等の関係機関と連携し、情報共有やケース会議を行い、多角的な支援体制を構築します。
4. 事業実施場所：神戸市垂水区西舞子2丁目14番23号
NPO 法人光和つくし会 2階

5. 事業実施日時： 毎週火曜日・木曜日の午前 9 時から 12 時

6. 対象者及び人数(見込み)

- ・対 象 児 童： 5名
- ・対象保護者： 5名

7. 実施体制

- ・役員：理事 1 名、
- ・職員：非常勤スタッフ 2名(学習支援員、カウンセラー)

8. 収益と費用

- ・収益 対象児童一人当たり月額¥35,000 を予定。
(児童数5名として、1月¥175,000.-)
- ・費用 非常勤スタッフの時間給を@¥2,000 とし、3時間当たり¥6,000/日
(非常勤スタッフ2名の人件費として、1月¥96,000.-)
児童の学習管理システム使用料@¥3980/人
(学習管理システム使用料として、1月¥19,900.-)
その他、光熱費および消耗品費等
(当事業負担分として、1月¥15,000.-)

9. この事業で期待される効果

- ・児童の学習意欲の向上、基礎学力の定着
- ・児童の自己肯定感の向上、精神的な安定、コミュニケーション能力の改善
- ・児童の安心できる居場所の確保、社会的孤立の防止
- ・保護者の不安軽減、ペアレンティングスキルの向上、孤立感の解消
- ・学校や地域における対象児童と家庭への理解促進と支援ネットワークの強化

令和 7 年度事業計画書

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日まで)

特定非営利活動法人 光和つくし会

1 事業実施の方針

- ・本年度は特別なニーズのある高校生への学習支援・生活相談支援は行わない。
- ・本年度の放課後等デイサービスは、新規利用契約を受け 1 日平均 7.5 人を見込む。
(令和 6 年度の実績は 1 日平均 6.3 人の利用となる)

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範 囲及び予定人数	収入見込み 額(千円)
児童福祉法に 基づく障害児 通所支援事業	放課後デイサ ービス	毎週 月～金	神 戸 市 垂水区	6 名	近隣の小中高に 通学中の発達障 がい児	18,730
障害者総合支 援法に基づく 障害福祉サー ビス事業	実施予定なし	—	—	—	—	0
障害者総合支 援法・児童福祉 法に基づく相 談支援事業	実施予定なし	—	—	—	—	0
介護保険法に 基づく介護保 険サービス事 業	実施予定なし	—	—	—	—	0
子育て支援及 び相談に関す る事業	子育てに関す る相談	随時	神戸市内	1 名～2 名/回	主に地域の障が い者(児)や子供 とその家族 1～2 名/回	0
特別なニーズ のある高校生 に対する学習 支援・生活相談 支援事業	本年度は実施 せず	—	—	—	—	0

令和8年度事業計画書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日まで)

特定非営利活動法人 光和つくし会

1 事業実施の方針

- ・本年度より特別ニーズのある高校生への学習支援・生活相談支援を行う。(事業計画の概要を添付)
- ・本年度の放課後等デイサービスは、新規利用契約を募り、1日平均8名を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範 囲及び予定人数	収入見込み 額(千円)
児童福祉法に 基づく障害児 通所支援事業	放課後デイサ ービス	毎週 月～金	神戸市 垂水区	6名	近隣の小中高に 通学中の発達障 がい児	19,980
障害者総合支 援法に基づく 障害福祉サー ビス事業	実施予定なし	—	—	—	—	0
障害者総合支 援法・児童福祉 法に基づく相 談支援事業	実施予定なし	—	—	—	—	0
介護保険法に 基づく介護保 険サービス事 業	実施予定なし	—	—	—	—	0
子育て支援及 び相談に関す る事業	子育てに関す る相談	随時	神戸市内	1名～2 名/回	主に地域の障が い者(児)や子供 とその家族 1～2名/回	0
特別なニーズ のある高校生 に対する学習 支援・生活相談 支援事業	高等学校の卒 業に向けた学 習支援および 社会に出るた めの生活支援	毎週 火曜日 木曜日	神戸市 垂水区	2名	通信制高校に入 学もしくは在籍 の特別なニーズ のある高校生	2,100

法人名： 特定非営利活動法人光和つくし会

活動予算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業		合計
	障害児通所支援事業	特別ニーズの高校生支援事業	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0	0	0
賛助会員受取会費	0	0	0
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	0
4. 事業収益			
障害児通所支援事業収益	18,730,000		18,730,000
特別ニーズの高校生支援事業		0	0
5. その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	18,730,000	0	18,730,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	10,800,000	0	10,800,000
法定福利費	510,000	0	510,000
人件費計	11,310,000	0	11,310,000
(2) その他経費			
福利厚生費	160,000	0	160,000
通 信 費	150,000	0	150,000
水道光熱費	180,000	0	180,000
旅費交通費	5,000	0	5,000
備品消耗品費	200,000	0	200,000
地 代 家 賃	1,500,000	0	1,500,000
車両燃料費	320,000	0	320,000
車 両 費	700,000	0	700,000
保 険 料	180,000	0	180,000
雑 費	300,000	0	300,000
減価償却費	700,000	0	700,000
そ の 他	110,000	0	110,000
その他経費計	4,505,000	0	4,505,000
事業費計	15,815,000	0	15,815,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	3,500,000	0	3,500,000
法定福利費	125,000	0	125,000
人件費計	3,625,000	0	3,625,000
(2) その他経費			
福利厚生費	50,000	0	50,000
通 信 費	40,000	0	40,000
水道光熱費	45,000	0	45,000
事務用消耗品費	100,000	0	100,000
地 代 家 賃	370,000	0	370,000
保 険 料	30,000	0	30,000
そ の 他	262,000	0	262,000
その他経費計	897,000	0	897,000
管理費計	4,522,000	0	4,522,000
経常費用計	20,337,000	0	20,337,000
当期経常増減額	-1,607,000	0	-1,607,000
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
III 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期正味財産増減額	-1,607,000	0	-1,607,000
前期繰越正味財産額	-802,834	0	-802,834
次期繰越正味財産額	-2,409,834	0	-2,409,834

法人名： 特定非営利活動法人光とつくし会

活動予算書

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業		合計
	障害児通所支援事業	特別ニーズの高校生支援事業	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0	0	0
賛助会員受取会費	0	0	0
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	0
4. 事業収益			
障害児通所支援事業収益	19,980,000		19,980,000
特別ニーズの高校生支援事業		2,100,000	2,100,000
5. その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	19,980,000	2,100,000	22,080,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	10,800,000	576,000	11,376,000
法定福利費	510,000	20,000	530,000
人件費計	11,310,000	596,000	11,906,000
(2) その他経費			
福利厚生費	160,000	0	160,000
通 信 費	150,000	60,000	210,000
水道光熱費	180,000	60,000	240,000
旅費交通費	5,000	0	5,000
備品消耗品費	200,000	60,000	260,000
地 代 家 賃	1,300,000	200,000	1,500,000
車両燃料費	320,000	0	320,000
車 両 費	700,000	0	700,000
保 険 料	180,000	10,000	190,000
雑 費	300,000	10,000	310,000
減価償却費	700,000	0	700,000
そ の 他	110,000	238,800	348,800
その他経費計	4,305,000	638,800	4,943,800
事業費計	15,615,000	1,234,800	16,849,800
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	3,200,000	576,000	3,776,000
法定福利費	125,000	20,000	145,000
人件費計	3,325,000	596,000	3,921,000
(2) その他経費			
福利厚生費	50,000	0	50,000
通 信 費	40,000	0	40,000
水道光熱費	45,000	0	45,000
事務用消耗品費	100,000	0	100,000
地 代 家 賃	370,000	0	370,000
保 険 料	30,000	0	30,000
そ の 他	262,000	0	262,000
その他経費計	897,000	0	897,000
管理費計	4,222,000	596,000	4,818,000
経常費用計	19,837,000	1,830,800	21,667,800
当期経常増減額	143,000	269,200	412,200
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
III 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期正味財産増減額	143,000	269,200	412,200
前期繰越正味財産額	-2,409,834	0	-2,409,834
次期繰越正味財産額	-2,266,834	269,200	-1,997,634